要請書

平成29年11月15日

全国土地改良事業団体連合会都道府県土地改良事業団体連合会

要請書

全国の農業・農村では、本格的な人口減少社会の到来により、過 疎化、高齢化、担い手不足等による農地の荒廃、農地・農業用水等 の管理や営農の継続への影響が懸念される。

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくためには、 農地の集積・集約、大区画化、汎用化等の農地整備や将来を見越し た適時適切な農業水利施設等の維持・更新が不可欠である。加えて、 全国各地でため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、大 規模地震や気候変動による豪雨災害が多発しており、国民の生命と 財産を守るためにも、ため池等の耐震化や洪水被害防止対策などの 農村地域の防災・減災対策の推進が重要な課題となっている。

さらに、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等未曾有の災害が発生しており、被災地の農業再生に向けて、引き続き、復旧・復興事業を着実に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本年5月に、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めないほ場整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業の創設、また、機能向上を伴う施設更新の事業手続きの簡素化等を盛り込んだ改正土地改良法が成立した。

一方、土地改良関係予算は、平成29年度当初予算が増額確保され、平成28年度補正予算を含め平成22年度の大幅削減前の水準に回復したものの、全国各地の予算を求める切実な声は依然として大きく、事業を計画的に実施するためには、当初予算による安定的な予算確保が不可欠である。

このような中、全国の水土里ネットは、これまで培ってきた経験と技術を活用し、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務がある。

さらに、土地改良事業の実施を通じて、高収益作物への転換、担い手の育成・確保、6次産業化等による農業所得の向上により力強い農業を実現し、食料の安定供給の確保に貢献していくともに、農地・農業用水等の地域資源の保全管理、農村協働力の強化等を通じて、農業・農村の多面的機能の発揮に貢献していく覚悟である。

これらを果たすため、水土里ネットは、農業・農村、さらに我々自身が抱える課題を直視し、農政の展開方向を踏まえ、女性の能力も活用しつつ、農業・農村の振興に向け積極的に貢献していく所存であり、「闘う土地改良」のスローガンの下、次の事項の実現を国に強く要請する。

- 一 土地改良関係予算については、現場のニーズに十分対応できるよう平成30年度当初予算において概算要求の満額確保をすること。また、平成29年度補正予算においても、十分な予算措置を講ずること。
- 二 改正土地改良法を積極的に活用し、担い手への農地集積、生産コストの低減、高収益作物の生産等、農業の構造改革を加速するため、農地中間管理機構と連携した農業者負担を求めないほ場整備等を強力に推進すること。その際、中山間地域等においても、農業経営の持続的な発展に向けて、地域特性を踏まえた基盤の整備が可能となるよう措置すること。

また、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約に 当たっては、水土里ネットが有する技術、経験、水土里情報シス テムなど持てる能力を十分発揮できるよう配慮すること。

三 東日本大震災をはじめとする未曾有の災害からの復旧・復興を早急かつ加速度的に進めること。

併せて、農村地域の強靱化に資するよう、改正土地改良法を活用し農業者の負担や同意を求めず迅速にため池等の農業水利施設の耐震化を図る事業を推進するとともに、洪水被害防止等の防災・減災対策についても国が責任を持って着実に推進すること。

- 四 これまで水土里ネットでは、地域の合意形成や共同管理を通じて「農村協働力」を強化し、農村の地域資源を支えてきた。農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるよう、多面的機能支払制度による農地や水路、農道等の共同活動等を推進するため、十分な予算の確保を図るとともに、水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を十分活用すること。
- 五 土地持ち非農家の増加等による組合員の意識の変化や電気料金値上げなど、水土里ネットの運営基盤が大きく揺らいでいる中、今後とも担い手等のニーズに応える高度な施設の維持管理が行えるよう、小水力発電による施設の維持管理費の軽減など、水土里ネットの運営基盤を強化する取組を支援すること。

また、近年の急激な農業構造の変化や災害・突発事故の多発等 を踏まえた、農業水利施設等の安定的な管理体制の整備・強化を 支援すること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博

副会長 髙貝 久遠

副会長 西村 徹

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道 会長 塩尻 芳央 会長 野上 青森県 憲幸 岩手県 正和 会長 及川 宮城県 会長 伊藤 康志 秋田県 会長 久遠 髙貝 山形県 会長 佐貝 全健 福島県 会長 車田 次夫 茨城県 会長 山口 武平 大久保 壽夫 栃木県 会長 群馬県 会長 熊川 栄 柴田 忠雄 埼玉県 会長 千葉県 会長 林 和雄 東京都 会長 山下 奉也 会長 間宮 神奈川県 恒行 保坂 会長 山梨県 武 忠彦 会長 長野県 藤原 会長 伊東 静岡県 真英 佳一 新潟県 会長 三富 富山県 会長職務代理者 副会長 鹿熊 正一 会長 西村 石川県 徹 福井県 会長 山﨑 正昭 岐阜県 会長 藤原 勉 会長 愛知県 中野 治美

会長

亀井

三重県

利克

滋賀県 会長 秦 真治 京都府 会長 野中 広務 主治 大阪府 会長 若林 兵庫県 会長 西村 康稔 会長 信亮 奈良県 奥野 和歌山県 会長 二階 俊博 鳥取県 会長 木村 肇 島根県 会長 長岡 秀人 石井 岡山県 会長 正弘 会長 広島県 藏田 義雄 山口県 北村 会長 経夫 哲哉 川真田 徳島県 会長 香川県 会長 大山 茂樹 愛媛県 会長 篠原 実 龍吾 高知県 会長 桑名 会長 福岡県 金子 健次 佐賀県 会長 塚部 芳和 長崎県 会長 宮本 正則 熊本県 荒木 会長 泰臣 大分県 義經 賢二 会長 賢一 宮崎県 会長 丸目 鹿児島県 会長 永吉 弘行 景春 沖縄県 会長 古謝